

お客さまとともに
南海グループ

2025年度 運輸安全報告書



四国交通株式会社

目次

1.	輸送の安全に関する基本方針	P. 3
2.	2024輸送の安全に関する目標	P. 3
3.	2024月間目標	P. 3
4.	自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計 (総件数および類型別の事故件数)	P. 4
5.	輸送の安全に関する組織体制	P. 4
6.	輸送の安全に関する実績	P. 5～7
7.	2025輸送の安全に関する目標	P. 7
8.	輸送の安全に関する重点施策	P. 8
9.	輸送の安全に関する内部監査	P. 9
10.	輸送の安全に関する計画	P. 10～11
11.	安全統括管理者	P. 11
12.	安全管理規定	P. 12～16
13.	事故、災害等に関する報告連絡体制	P. 16

1. 輸送の安全に関する基本方針

- ① 社長(経営トップ)は、会社の目標である「安全・安心・快適なバス輸送の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全に主導的な役割を果たします。
- ② 現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底します。
- ③ 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善（Plan・Do・Check・Act）を確実に実施し、全社一丸となって輸送の安全性の向上に努め、輸送の安全に関する情報は積極的に公表いたします。
- ④ 輸送の安全に関する費用支出および投資を、積極的かつ効率的に行います。
- ⑤ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置や予防措置を講じます。
- ⑥ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内に必要な情報を共有します。

2. 2024輸送の安全に関する目標

重大事故(※1)		車内事故		有責事故件数		備考
目標(件)	実績(件)	目標(件)	実績(件)	目標(件)	実績(件)	
0	0	0	0	8件	12	2023より1件減少

※1 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

3. 2024月間目標

2024.4月	危険予測を徹底しよう	2024.10月	薄暮時の運転に注意しよう
2024.5月	停留種通過時の確認の徹底	2024.11月	目配り・気配り・心配りを大切に
2024.6月	狭路での運転に気を付けよう	2024.12月	静止物への事故を無くそう
2024.7月	車内事故防止を心掛けよう	2025.1月	安全が全てにおいて最優先
2024.8月	安全意識を高め運行しよう	2025.2月	車間距離を確保しよう
2024.9月	防衛運転に徹する	2025.3月	走行速度を意識しよう

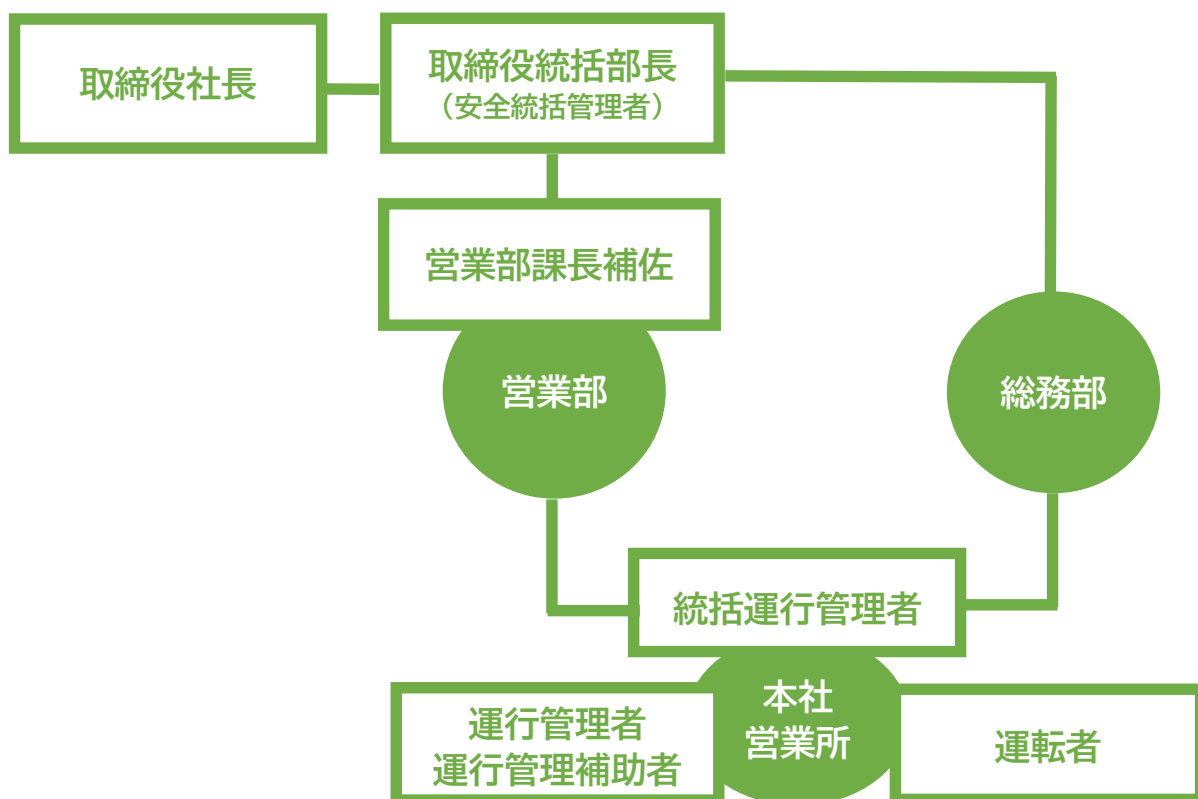
4. 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計

2024年度実績

有責重大事故0件 無責重大事故0件 車両故障0件 健康起因0件

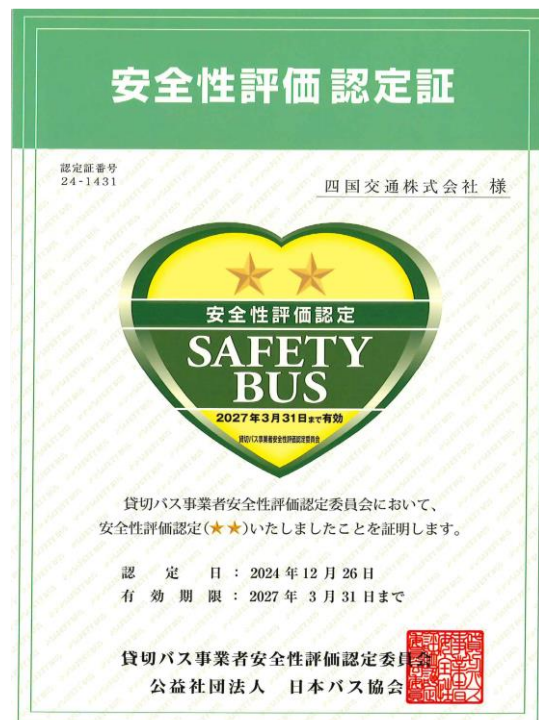
車内人身有責事故	0件	車外人身有責事故	0件
車内人身無責事故	0件	車外人身無責事故	0件
車両接触有責事故	0件	車両接触無責事故	0件
健康起因	0件	車両故障	0件

5. 輸送の安全に関する組織体制



6. 輸送の安全に関する実績

- ◆日本バス協会が実施する『貸切バス安全性評価認定制度』において『二ツ星』の認定を受けております。



- ◆輸送の安全に関する投資実績

2024年度は高速車両1両、貸切車両1両を新造しました。

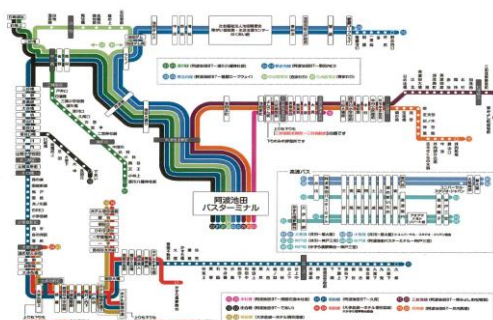
一般路線車両1両、高速車両1両、リムジン車両1両を代替しました。



- ◆初任運転者に対しての研修を行いました。
- ◆指導者・宮本課長補佐（運転者指導歴4年）

◆実技研修コース

弊社が運行する路線系統で実技訓練を行います。



- ◆徳島バスと合同安全運転講習会研修を行いました。



◆タイヤチェーンの装着研修を行いました。



◆100万キロ無事故運転の優良運転者を表彰しました。
表彰運転者 野田文紀運転手



7. 2025輸送の安全に関する目標

◆四国交通安全目標◆

◎安全・安心・快適な輸送に努めます。

◆2025年度安全目標◆

1. ゼロ目標

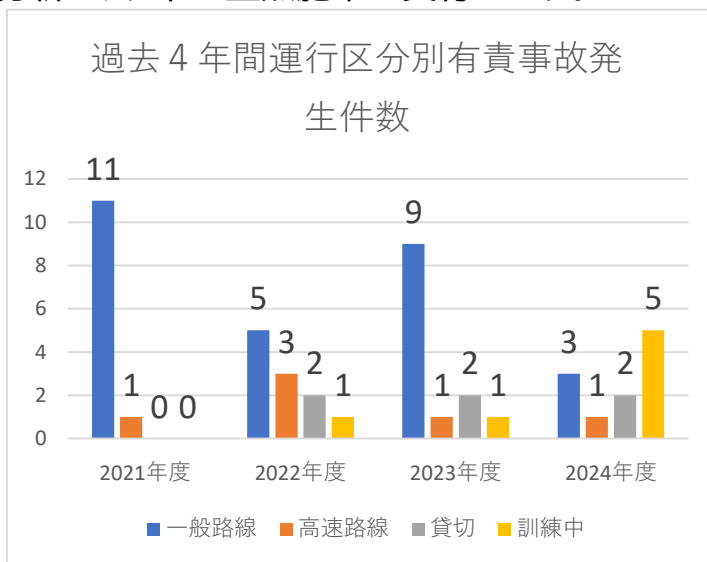
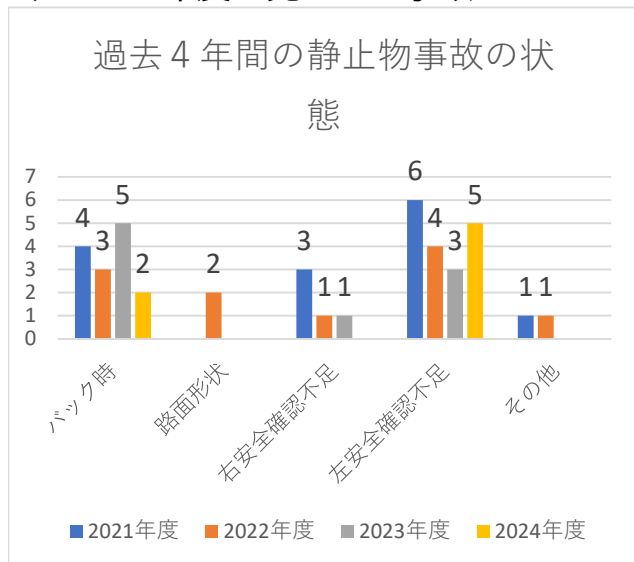
◎重大事故ゼロ件・車内事故ゼロ件・飲酒事案ゼロ件

2. 削減目標

◎有責事故7件以内・静止物への事故6件以内

8. 輸送の安全に関する重点施策

◆2024年度に発生した事故のデータを分析し、以下の重点施策を実行します。



・一般路線での事故が多くバック時、左安全確認不足と選任直後の運転者、シニア運転者が乗務する

経路で事故が多く発生。2024年度は訓練中での静止物事故が5件発生しています。

・定期面談を実際し、ヒヤリングを重ね事故防止に努めます。

重点施策

1・運転技術訓練課程の見直し

2・静止物事故防止への取り組み

3・飲酒事案発生ゼロへの取り組み

4・事故を起こした運転者への指導教育の強化

5・運行管理体制に関わる人材の育成

9. 輸送の安全に関する内部監査

◆2025年2月26日にて、グループ会社管理部門立会いのもと実施されました。
指摘された内容につきましては、継続的に改善を図ってまいります。

1 監査目的

経営トップ及び安全統括管理者に対して、それぞれの安全に関する責務についての遂行状況をヒアリングして、全社部門に反映させることを目的としています。また、現業実施部門にも安全に関する監査を実施して、明らかになった課題や問題点に対して原因を究明し、是正処理及び予防措置を行うことで安全管理体制の改善を図ることを目的としています。

2 被監査部門

経営トップ及び安全統括管理者
現業実施部門【本社営業所】

3 監査項目

経営トップ及び安全統括管理者に対して、安全に関するヒアリングを実施しました。

現業実施部門に対しては、運転者台帳や指導記録簿が適切に記載されているかの確認や、適性診断や健康診断の結果が適切に保管されているかの確認、また、運輸安全マネジメント年間計画と実施状況についての確認などが行われました。

4 監査結果報告

内部監査チームによって作成されました監査報告書に基づき、2025年3月27日に開催されました運輸安全マネジメントレビューにおいて、監査結果についての所見や改善事項についての報告がありました。

10. 輸送の安全に関する計画

1 経営トップによる巡回（適宜）

社長が運行路線などを巡回し、現場での問題や課題を共有します。

2 安全統括管理者による巡回（適宜）

安全統括管理者が運行路線などを巡回し、現場での問題や課題を共有します。

3 輸送の安全に関する会議体の開催

営業部月例会議(輸送の安全に関する取り組み報告)……年12回 月1回

4 運転者に対する研修強化

計画的にパイロン研修を行い動作前確認の重要性を再確認します。

5 運転者に対する面談の実施

全運転者に定期面談を年2回実施します。
適性診断受診後に指導運転者及び運行管理者による面談を行います。
事故惹起者について、指導担当者による面談後、添乗指導を行います。

6 ドライブレコーダーの活用

発生事故についての分析はもとより、様々な機能の活用に努めます。

7 輸送の安全に関する研修会

グループ会社主催の研修会に積極的に参加いたします。

8 地域・社会に向けての活動

地域警察署と連携し交通安全運動、各種キャンペーンに参加することで交通意識の向上に努めます。

9 輸送の安全に関する内部監査

今年度におきましても、グループ会社管理部門立会いのもと、フォローアップを含めた輸送の安全に関する内部監査を実施いたします。また、経営トップ及び安全統括管理者に対して年一回以上の輸送の安全に関するヒアリングを実施いたします。

11. 安全統括管理者

安全統括管理者

取締役統括部長 大和俊介（2024年6月20日選任）

道路運送法第二十二條の二第五項の規定により、安全統括管理者を選任する。取締役のうち、旅客自動車運送事業事業運輸規則第四十七條の五に規定する要件を充たす者の中から、安全統括管理者を選任しております。

12. 安全管理規定

安全管理規定

2007年1月23日制定

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第二条 本規定は、当社の旅客運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(PLAN DO CHECK ACT)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点項目)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次の掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

- 二 輸送の安全に関する費用に支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを確実に実施すること。

- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めること。
- 3 下請け事業者を利用する場合にあっては、下請け事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請け事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請け事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

- 2 運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。
- 3 整備管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、車両の点検、修理を適確に行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等の理由に不在である場合や重大な事故、災害に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車事業運輸規則第48条に規程する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次の掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。
また、安全を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届け出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重要な事故、災害等が発生した場合は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規程する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対して公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後の輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

13. 事故・災害等に関する報告連絡体制

